

## 評議員等報酬・費用弁償支給規程

平成25年12月20日制定 平成26年 1月 1日施行

平成29年 4月 1日制定 平成29年 4月 1日施行

(目的)

第1条 この規程は、定款第10条並びに第25条第1項及び第2項の規定に基づく評議員・理事・監事及び本会が設置する委員会・部会等の委員（以下「評議員等」という。）の報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

(評議員等の報酬)

第2条 評議員等の報酬は、無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、会長に対して、報酬として月額22,000円を支給する。

3 前項に規定する報酬から、次の各号に掲げるものを控除することができる。

(1)源泉所得税

(2) その他、会長が適当と認めたもの

(費用弁償)

第3条 評議員等が会務のため市外に旅行をしたときは、費用弁償として、旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、旅費規程（昭和55年7月19日制定）に定める額とする。

(会議等の出席)

第4条 評議員等が会議に出席したときは、市内日当1日につき1,500円を支給する。ただし、本会常務理事及び行政職員には支給しない。

2 前項に規定する会議とは、本会が招集して開催する評議員会、三役会、理事会、監事監査及び各種委員会・部会等とする。

- 3 会長の命により本会が主催する事業及び関係福祉団体の会議等に出席した副会長について、市内日当を支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。